平成27年11月2日

**大阪府における障害者差別の解消に向けた条例の制定についての意見**

これまでの部会の議論を踏まえ、条例の検討を行うにあたり、意見を申し上げます。

**１　平成２８年４月の条例の制定について**

障害者差別解消に関する相談、紛争の解決に向けて、実効性を持たせることのできる体制を整備することが必要です。

そのためには、平成２８年４月の障害者差別解消法の施行と同時に、まずは、体制整備のための条例が必要と考えます。

具体的には、これまで部会で議論されてきましたが、調査の権限、調整やあっせん、勧告、公表などの仕組みを整え、広域専門相談員、合議体等の役割・機能を明確化することが条例の規定として求められます。

**２　条例の見直しについて**

平成２８年４月の条例の施行後ですが、府内の相談対応の状況等に応じて、条例の見直しも必要になります。

また、障害者差別をなくしたいとの思いから、事業者への合理的配慮の義務化など、法の内容を超えた「上乗せ、横だし」の条例を望む声も私のところへ聞こえてきております。法の内容を超えた条例にするためには、部会でも議論されましたように、法の見直しがどのようにされるのか、国の動きも含め、法施行後の状況等を踏まえ、当事者と十分な協議を行いながら、じっくりと内容を検討する必要があることは言うまでもありません。

法の見直しについては施行３年後を目途とするとされており、大阪府においても、府内の相談事例等をしっかりと収集・分析した上で、内容を検討していくためには、それ相応の時間が必要ではありますが、平成２８年４月に施行する条例には、法施行後の状況を踏まえて見直しを行うことを、条例に盛り込むことが必要と考えます。